

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日が休日には、その翌日)

二 この規則は、平成十二年一月一日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第七十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

規 則

公布された規則のあらまし

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

一 鳥取県立日野高等学校を廻に指定し、その出納員は同校の事務長をもつて充てることとした。（別表第一関係）

◇鳥取県会計規則の一部を改正する規則

校	等学校
事務長	

別表第一中

鳥取県立日野産業高等学校	事務長
--------------	-----

鳥取県立日野産業高
鳥取県立日野高等学

に改める。

附 則

平成11年12月21日 火曜日

鳥取県告示第七百七十一号

鳥取中央農業協同組合が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業沢山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条の二第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十二月二十二日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷九三の四

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 1 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町平田字村屋敷八四、一〇九の一、一〇九の二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称

智頭町

二 都市計画事業の種類及び名称

智頭都市計画下水道事業 智頭町公共下水道

三 事業施行期間

平成七年一月十日から平成十九年三月三十日まで
(変更前 平成七年一月十日から平成十三年三月三十日まで)

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 八頭郡智頭町大字智頭字下夕河原、字中三昧、字上三昧、字吉ヶ原、

字五駄背、字松神、字三軒家、字飛田河原(一)、字ダンキ所、字瀬戸田、
原(二)及び字古川の全部、大字智頭字町ノ内(乙)、字町ノ内(甲)、字瀬戸河

字法古庵(一)、字法古庵(二)、字興田、字小松谷、字小松谷上(ミ)、字妙法

寺下夕、字妙法寺、字上市宮ノ前、字八幡、字黒本(一)、字黒本(二)、字

龍谷口、字ダン山、字下モ段、字下ダン山、字段、字段ハナ、字上ミ
段、字ダソウノ前、字大地戸、字城戸ハナ(二)及び字六地

藏(一)、大字市瀬字井手口通り、字村土居、字塚ノ屋敷、字大ノ田、字

古澤上(ミ)、字往来ノ前及び字竹ノ出口、大字南方字沖代下、字耕ヶ坪、
字新ヶ坪、字蝶ヶ坪、字竹ノ鼻、字森、字靈永寺、字奈留、字福地、

字中嶋、字犬神、字土門、字荒木及び字立道、大字岩神字下モ田、字
家ノ上ヘ、字堂ノ下モ、字中通り、字橋ノ元、字藤ノ木、字上ミ田前、

字家ノ上(ミ)、字大ツエ及び字象ヶ鼻、大字坂原字城戸ケハナ、字塩田、
字ソ子田、字前田、字表土井、字宮ノ下、字室鼻及び字中河原並びに

大字三田字柳ノ内、字春田、字參宮田、字細田、字岸ノ下、字乘原、
字小深田、字廻り、字土居、字南口、字天王木、字御墓、字ユウ免、
字リウゲンナ、字湯谷家ノ元、字ホキノ元及び字道ノ上エの一部

2 使用の部分 なし

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年十二月二十一日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢一郎

鳥取県人事委員会規則第二十一号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表の19の表中

教育委員会事務局	町 長 部 局	課 長 室 長
	教育長 課長	同和対策室長

を

鳥取県公報

平成11年12月21日 火曜日

町長部局 謙長 指定	1 受講対象者
保育所 所長	配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者
教育委員会事務局 教育長 次長	2 開催の日時及び場所
学校給食センター 所長	(1) 日時 平成12年1月21日(金)午前9時から午後4時まで (2) 場所 大原郡河原町大字稻常113 鳥取県林業試験場

33 南部箕輪屋広域連合	3 科目及び時間
機関職	(1) 種苗に関する法令 2時間
事務局 局長	(2) 種苗の产地及び系統に関する事項 2時間
	(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続	4 受講申込手続
	所定の受講申込書を平成11年12月28日(火)までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法	5 受講手数料及び納付方法
	受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品	6 携行品
	筆記用具及び印章

附 則

この規則は、公示の日から施行する。
33 南部箕輪屋広域連合

公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成11年12月21日

鳥取県知事 片山善博